

就学援助制度について（お知らせ）

長岡市では、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者の方に、「就学援助制度」を設けています。このご案内をご確認いただき、就学援助を希望される場合は、期限までに必ず申請くださるようお願いいたします。

- ・ 就学援助の申請は毎年度必要です。
- ・ 6年度から申請方法が、「紙」による申請から「オンライン」申請に変更になりました。

【対象となる方】

次のいずれかに該当するご家庭（世帯）が対象となります。

- ①生活保護を停止または廃止された世帯
- ②世帯全員が市民税非課税の世帯
- ③市民税の減免を受けている世帯
- ④保護者が児童扶養手当を受けている世帯
- ⑤国民健康保険料の減免を受けている世帯
- ⑥国民年金保険料の免除を受けている世帯
- ⑦世帯の前年（令和5年分）合計所得額が、市の定める基準以下の世帯

【申請期間】

令和6年4月1日(月曜日)～令和6年4月30日(火曜日)

※ 上記期間以降も令和7年2月28日まで随時受付しますが、その場合、申請を受け付けた日の翌月1日からの支給認定となります。認定月以前の分については、遡って支給されませんのでご注意ください。

【申請方法】

下記(1)QRコードまたは(2)URLから入力画面にアクセスして、申請してください。

※令和6年4月1日（月曜日）から入力可能です。

(1) QRコード



(2) URL

<https://logoform.jp/f/811rm>

<申請に必要な添付書類>

入力の際に必要な（画像データを添付）となりますので、事前に御準備のうえ、入力してください。

【全員が添付】

- 保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
金融機関名、店名、店番号、預金種目、口座番号、名義人のカナ氏名が確認できるもの

【必要に応じて添付】

- ◆市民税の減免を受けている場合は、減免措置の決定通知書
- ◆児童生徒の保護者が児童扶養手当を受けている場合は、児童扶養手当証書
- ◆同居の家族又は単身赴任中の保護者が国民健康保険料の減免を受けている場合は、国民健康保険料減免決定通知書
- ◆同居の家族又は単身赴任中の保護者が国民年金保険料の免除を受けている場合は、国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書または国民年金保険料免除理由該当通知書

【注 意 事 項】

- (1) 1回の申請において、兄弟姉妹分の申請が可能です。
- (2) 令和6年1月1日現在で長岡市に住所があった方は、所得状況の申告を必ず済ませてください。ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。
 - ・ 税務署に所得税の確定申告を提出した人
 - ・ 給与収入のみで、勤務先から長岡市へ給与支払報告書の提出がある人
(提出の有無は勤務先へ確認してください)
 - ・ 合計所得金額が48万円以下で、税法上の扶養に入っている人
- (3) 令和6年1月1日現在で長岡市以外に住所があった方は、申請後、前住所地から令和6年度(令和5年分)所得課税証明書を取り寄せ、提出してください。
対象となる方には、別途、お知らせします。
- (4) 申請に係る世帯の状況は、住民票上の世帯分離を問わず、同居者全員の状況を記入してください。
なお、当制度においては、以下のような人も含めて「世帯」とみなします。
 - ・ 住民票上同一世帯に含まれる人(実際は別居している人も含む)
ただし、実際は別居していることが証明できるもの(公共料金の請求書等)の提出があれば別世帯として取り扱いますので、下記連絡先へご連絡ください。
 - ・ 世帯分離をしている同居者 ・ 単身赴任中の保護者
世帯状況については、申請内容と住民票の内容により確認いたします。
- (5) 生活保護を受けている世帯は申請の必要はありません。保護世帯でなくなった時点で申請してください。
- (6) 申請は、学校諸経費の納入状況に応じて、就学援助費を保護者口座ではなく学校の指定する口座へ振り込むことへの同意も兼ねていますので、ご承知ください。

【結 果 通 知】

4月から6月までの申請分は、審査結果を7月下旬(予定)にメールで通知します。
※7月以降の申請分は、申請を受け付けた日の翌月下旬にメールで通知します。

【支 給 時 期】

年3回 (8月、12月及び令和7年4月の予定)

【支 給 方 法】

- (1) 保護者口座への振込み
- (2) ただし、学校諸経費に未納が生じる場合は、学校長口座へ振込みます。

【就学援助制度についてのお問い合わせ先】

長岡市教育委員会学務課 TEL 0258-39-2239

◆学校諸経費の内容や納入方法については、各学校にお問い合わせください。

【長岡市の定める基準（家族構成と基準額の例）】

家族構成〔例〕		世帯の総所得金額〔目安〕	
		持家の場合	借家の場合
2人	母（36歳） 子（小3）	193万円程度まで	257万円程度まで
3人	父（38歳） 母（36歳） 子（小3）	258万円程度まで	322万円程度まで
4人	父（42歳） 母（38歳） 子（中2） 子（小3）	324万円程度まで	388万円程度まで
5人	祖母（65歳）父（42歳）母（38歳） 子（中2） 子（小3）	360万円程度まで	424万円程度まで
6人	祖父（68歳）祖母（65歳）父（42歳） 母（38歳）子（中2） 子（小3）	407万円程度まで	471万円程度まで

※上表はあくまで「目安」です。家族構成、年齢、家賃の有無等により基準額が異なります。

上表に当てはまらず、認定となるか分からない場合でも、申請していただければ教育委員会で審査いたします。

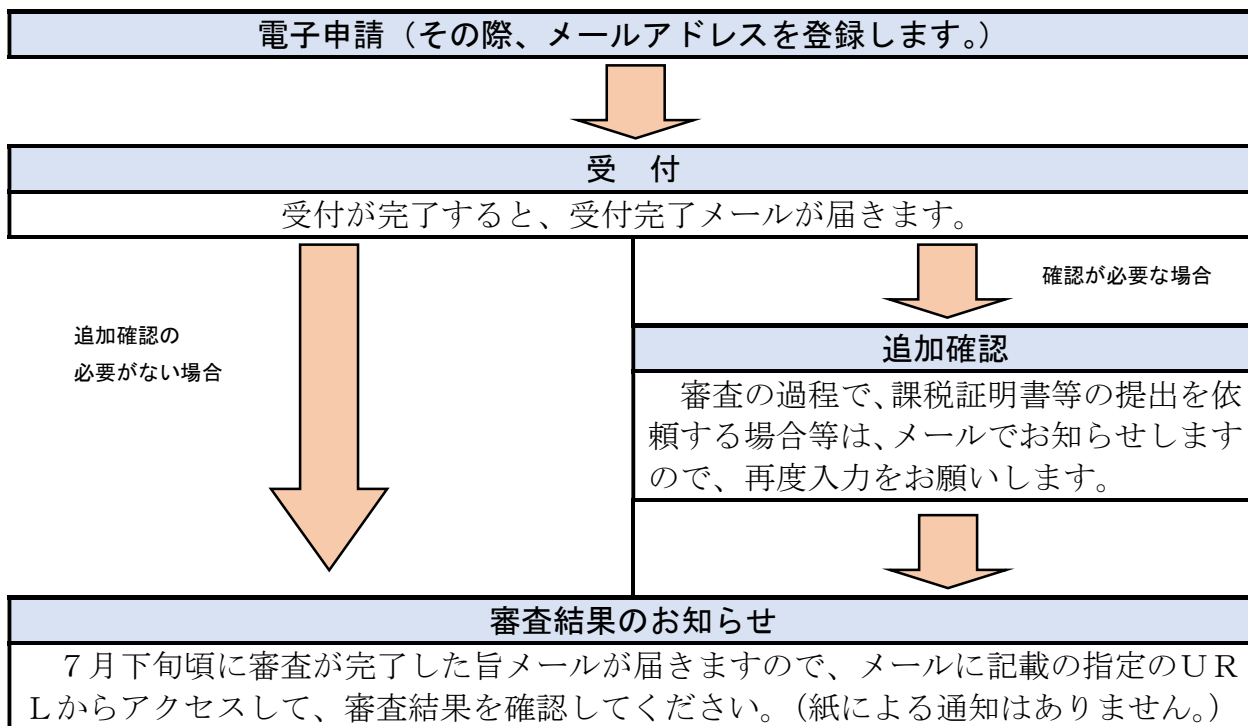
※給与所得の場合、給与所得控除後の金額です。事業所得の場合、必要経費控除後の金額です。

【主な援助対象費目】

援助費目	説明	備考 (学校により支給対象が異なることがあります)
学用品費	ノート・えんぴつ等の購入費	定額支給
通学用品費	通学に必要な靴・傘等の購入費	定額支給 小1、中1は対象外（新入学児童生徒学用品費等支給）
校外活動費	校外活動の参加に必要な交通費、宿泊費、見学料など	市決定額を支給（限度額あり）
新入学児童生徒学用品費等	新入学の際に必要なランドセル・カバン等の購入費	定額支給 小学校分は年長児、中学校分は小6の11月現在認定者に支給します。 小・中学校入学前に支給を受けていない方については、小1、中1の4月1日認定者に対し、8月に支給します。
修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費、宿泊費、見学料など	市決定額を支給 小6、中2（又は中3）の修学旅行実施日現在認定者
生徒会・PTA会費	学校に納入する生徒会・PTA会費	定額支給
体育実技用具費	スキー用具購入費または柔道着購入費	定額支給 小1・4、中1のスキー又は柔道授業実施校（柔道は中学校のみ） 実施日現在認定者のみ支給
学校給食費	学校給食にかかる食材料費（牛乳代含む）	実費支給（納入実績分）
医療費	学校保健安全法で指定された病気（結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病など）の医療費	医療券を交付 ※事前に学校から医療券の交付を受け、必ず医療券を持参のうえ、受診してください。※詳細は「就学援助費（医療費）について」をご覧ください。

※ 市外に住所がある方は学校給食費・医療費のみが支給されます。

【電子申請における申請から決定までの流れ】



【電子申請Q & A】

Q 1 申請入力はいつから可能ですか

- A 1 令和6年4月1日から受付を開始します。24時間いつでも申請可能です。
なお、4月1日から4月30日までに申請し、就学援助の認定となった場合、認定日は「令和6年4月1日」付けとなりますが、5月1日以降に申請し、認定となった場合は、申請受理日の翌月1日付けとなりますので、ご注意ください。
(例：5月1日に申請し、認定の場合、認定日は令和6年6月1日付けとなる。)

Q 2 保護者名義の預金通帳の画像データが添付必須となっていますが、ネット銀行でキャッシュカードを持っていません。

- A 2 金融機関名等が載っているページのスクリーンショット等をご用意ください。

Q 3 電子申請をしましたが、受付完了メールが届きません。

- A 3 ①迷惑メールフォルダに振り分けられている可能性がありますので、ドメイン設定等をご確認ください。
※ no-reply@logoform.jp からのメールを受信できるように設定してください。

- ②受付完了メールが届いていない場合、受付が完了していません。その場合は、恐れ入りますが、再度、電子申請をお願いします。
なお、その際の申請日は、受付が完了した日となります。

Q 4 審査結果が出るまでどのくらいかかりますか

- A 4 ①4月1日から6月30日までに申請のあった分は、7月下旬頃お知らせします。
②7月1日以降に申請のあった分は、申請した月の翌月下旬頃お知らせします。